

件名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続に関する陳情		
提出者 住所氏名	墨田区業平 一般社団法人 本所青色申告会 会長 E		
受理年月日	平成23年11月21日	受理番号	第7号
<p>要旨</p> <p>下記事項について、東京都に対し、意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を平成24年度以後も継続すること。 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を平成24年度以後も継続すること。 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を平成24年度以後も継続すること。 <p>(理由)</p> <p>青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機にさらされています。</p> <p>このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。</p> <p>上記1の軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に、上記2の減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に、上記3の減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に、それぞれ創設されました。これらの軽減措置等の創設以来、多くの都民と小規模事業者がその適用を受けています。</p> <p>この厳しい状況の下において、都独自の施策として定着しているこれらの固定資産税・都市計画税の軽減措置等が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			